



財政Q & A

～わかりやすい財政状況を目指して～

令和7年3月改訂

飯塚市 行政経営部 財政課

財政Q&A 目次

基本編

Q1. 予算とは何ですか？また、予算はどのように決まっているのですか？	P1
Q2. 予算は途中で変更できますか？	P1
Q3. 決算とは何ですか？	P2
Q4. 歳入(収入)にはどのようなものがありますか？	P2
Q5. 歳出(支出)にはどのようなものがありますか？	P3

応用編 ～令和5年度決算にみる飯塚市の財政状況～

Q6. 令和5年度の歳入内訳は？(一般会計の決算)	P4
Q7. 令和5年度の歳出内訳は？(一般会計の決算)	P5～P6
Q8. 貯金はどのくらいありますか？	P7～P8
Q9. 借金はどのくらいありますか？	P9～P10
☆ちよつと一息 ～ぼたぼんと財政さんのちよつとマジメな財政トーク～ 第1弾 「合併特例事業償って何？」	P11～P12
Q10. 私たちの納めている税金は何に使われているのですか？	P13
Q11. 市の財政状況を家計に例えると？	P14
☆ちよつと一息 ～ぼたぼんと財政さんのちよつとマジメな財政トーク～ 第2弾 「飯塚市って財政難？」	P15

さらに応用編

Q12. 3大財源とはどのようなものですか？	P16
☆ちよつと一息 ～ぼたぼんと財政さんのちよつとマジメな財政トーク～ 第3弾 「継続費・繰越明許費・債務負担行為とは？」	P17～P19
Q13. 経常収支比率とは何ですか？	P20
Q14. 財政健全化判断比率・資金不足比率とは何ですか？	P21～P23
Q15. 地方公共団体の会計にはどのようなものがありますか？	P24
Q16. 新地方公会計制度とはどのようなものですか？	P25～P26

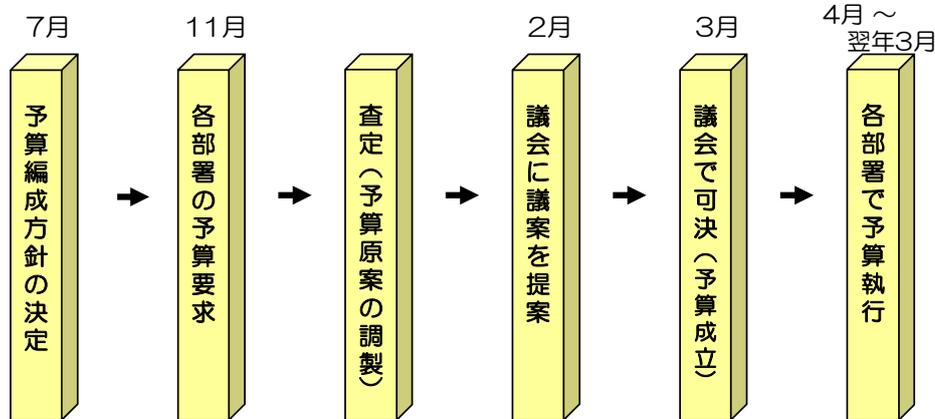
その他

財政用語集	P27～P31
-------	---------

Q1. 予算とは何ですか？また、予算はどのように決まっているのですか？

A. 予算とは、1年間（4月から翌年の3月まで）にどのくらいの収入があって、収入に対してどのくらいの支出をするのかを見積もることです。計画的に事業を行うために、予算を作成することは重要です。

具体的には、各部署において1年間のお金の使い道を検討し、必要な金額を見積もります。これを予算要求といいます。市長は、その見積もりをもとに調製・決定した予算案を市議会に提案し、市議会の審議、議決を経て、初めて予算が成立します。

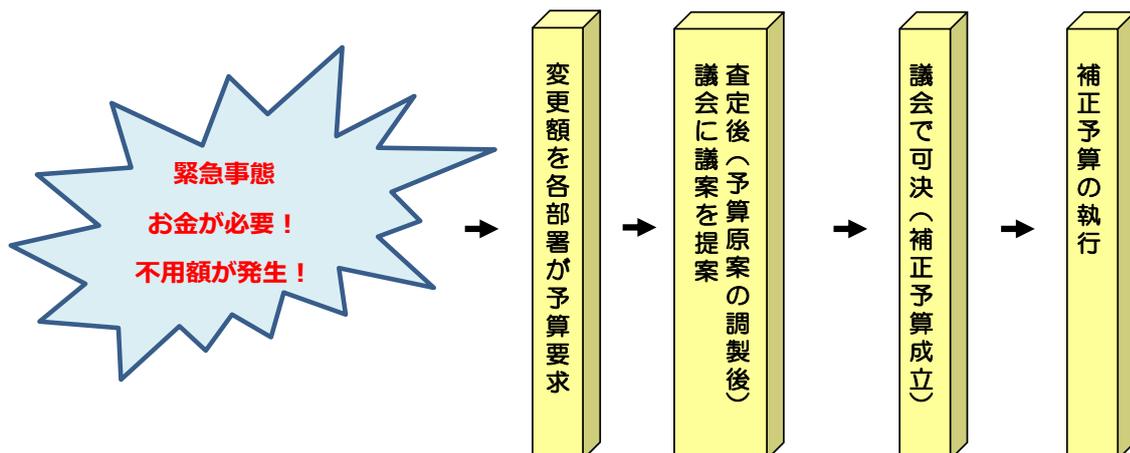


Q2. 予算は途中で変更できますか？

A. できます。年度途中で台風など自然災害が発生し、復旧するための費用等、緊急に支出が必要となった場合や予定していた事業が急に出来なくなり不用額が生じた場合など、あらかじめ決めた予算を変更することがあります。これを予算の補正といいます。予算の補正を行うときにも、変更内容（補正予算）を議会に提案し、議決を受ける必要があります。

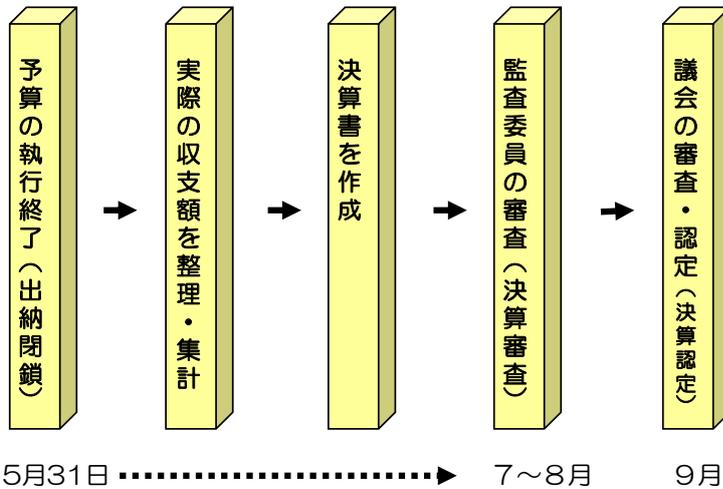
なお、飯塚市では年4回の議会（6月、9月、12月及び2月に開催される定例会）毎に以下の方針で補正予算を編成しています。

- 6月：当初予算の編成後に発生した事由による緊急を要する場合
- 9月：制度改正・補助事業の確定等
- 12月：現在の予算の総合的見直し・不足額や不用額の整理
- 2月：最終調整（不用額の整理等）・国の補正予算関連事業



Q3. 決算とは何ですか？

- A. 予算を使ったあとの結果を決算といいます。1年間の収入及び支出の見積（予算）に対して、実際の収入額及び支出額を整理・集計して決算書を作成します。
 決算書は、監査委員の審査を経て、市長が市議会に提案し、議会の審査、認定を受けます。
 決算は、次の年度の予算を執行するための参考となる重要な資料です。



? 出納閉鎖とは？
 当該年度(4月1日から3月31日まで)に発生した収入や支出については、その年度の収支として整理しなければなりません。しかし、すぐには受領したり支払ったりすることができないため、3月31日以降も、一定期間を設けて未収金、未払金の整理を行えるようにしています。この期間を「出納整理期間」といい、翌年度の4月1日から5月31日までとなっています。
 なお、期間の最終日である5月31日のことを「出納閉鎖期日」と言います。

Q4. 歳入(収入)にはどのようなものがありますか？

- A. 家計でいう収入を、市の予算・決算では歳入といいます。
 歳入には様々な種類があります。大きくは、「自主財源」と「依存財源」に分けられます。
 自主財源とは、税金や公共施設の利用料など、市が自分で集めるものをいいます。
 依存財源とは、補助金など国や県の意思により定められた額を交付される収入をいいます。
 依存財源は特定目的のためにしか使えないものが多く、自主的な財政運営を行うには、自主財源の割合を高くする必要があります。

自主財源	市税…市民税や固定資産税など
	分担金・負担金…保育所・老人施設などへの入所負担金など
	使用料・手数料…公共施設の利用料、住民票等発行手数料など
	財産収入…公共用地の売払い収入や、基金積立金の利子など
	繰入金…資金調達のための市の基金取り崩し
	その他…繰越金・諸収入
依存財源	地方交付税…必要最小限の行政サービスが受けられるように国から交付されるお金
	国庫支出金…国から特定目的のために交付されるもの
	県支出金…県から特定目的のために交付されるもの
	市債…資金調達のための借金で、長期にわたり返済するもの
	その他…地方譲与税・地方消費税交付金・交通安全対策特別交付金など

※歳入の種類のうち、財源の用途が限定されるものを「特定財源」、限定されないものを「一般財源」といいます。

- 特定財源・・・分担金・負担金、使用料・手数料、国庫支出金（県支出金）、市債など
- 一般財源・・・市税、地方交付税、地方譲与税など

Q5. 歳出(支出)にはどのようなものがありますか？

A. 家計でいう支出を、市の予算・決算では歳出といいます。

歳出には様々な種類があり、事業などを実施するためにお金を使っていますが、歳出を見る際には、経費の経済的な性質に着目した「性質別」と行政目的に着目した「目的別」でそれぞれ内訳を表すようにしています。

☆性質別内訳

性質別では、大きく「消費的経費」と「投資的経費」とに分類しています。

消費的経費とは、扶助費や人件費、物件費といった、後年度に形を残さない性質の経費です。

投資的経費とは、道路や学校、公園、公営住宅の建設事業費等、後々まで財産として形を残す事業のための経費です。

消費的経費のうち、扶助費、公債費、人件費は、義務的経費といわれ、必ず支払わなければならない経費として分類されます。この比率が高いと柔軟な財政運営が難しくなります。

それぞれの経費は、主に次のように分けられます。

消費的 経費	義務的 経費	扶助費・・・生活保護・障がい者・高齢者・児童などの福祉や医療助成の経費
		公債費・・・市の借金の返済金
		人件費・・・職員の給料や議員などの報酬
		補助費等・・・各種団体への補助金や負担金
		物件費・繰出金・貸付金ほか ・・・光熱水費など消費的な経費、特別会計(*)への繰出金、貸付金など

(*特別会計については P.17を参照)

投資的 経費	普通建設事業費・・・道路や学校など、公共施設の建設費用
	災害復旧事業費・・・被災した公共施設の復旧に要する経費

☆目的別内訳

経費が、どの分野にどのくらいの比重で支出されているのかを把握するための分類です。

民生費や教育費といった予算や決算における款・項の区分を基準とした分類であり、施策の動向、部門別や事業別にどのように経費が使われているかが分かります。

それぞれの経費は、主に次のように分けられます。

総務費・・・住民票や戸籍、税務、選挙など市の全般的な運営に要する経費
民生費・・・高齢者、障がい者、児童福祉、生活保護など社会福祉の充実に必要な経費
衛生費・・・予防接種や健康診断等の健康対策、ごみ・し尿の処理に必要な経費
土木費・・・道路や橋、公園などの整備やまちづくりに必要な経費
消防費・・・消防や防災に必要な経費
教育費・・・学校教育や生涯学習、文化・スポーツの振興に必要な経費
公債費・・・市の借金の返済金
議会費・労働費・農林水産業費・商工費ほか ・・・議会に必要な経費、勤労者の支援、農業の振興、商工業の振興など

Q6. 令和5年度の歳入内訳は？(一般会計の決算)

A. 令和5年度の歳入は、令和4年度に比べ、4億6,013万円の増額（0.5%増）となりました。

市の歳入はその性質ごとに**自主財源**と**依存財源**に区分され、市の財政状況を見ていくうえで、この2つの財源比率は重要なポイントの一つになります。

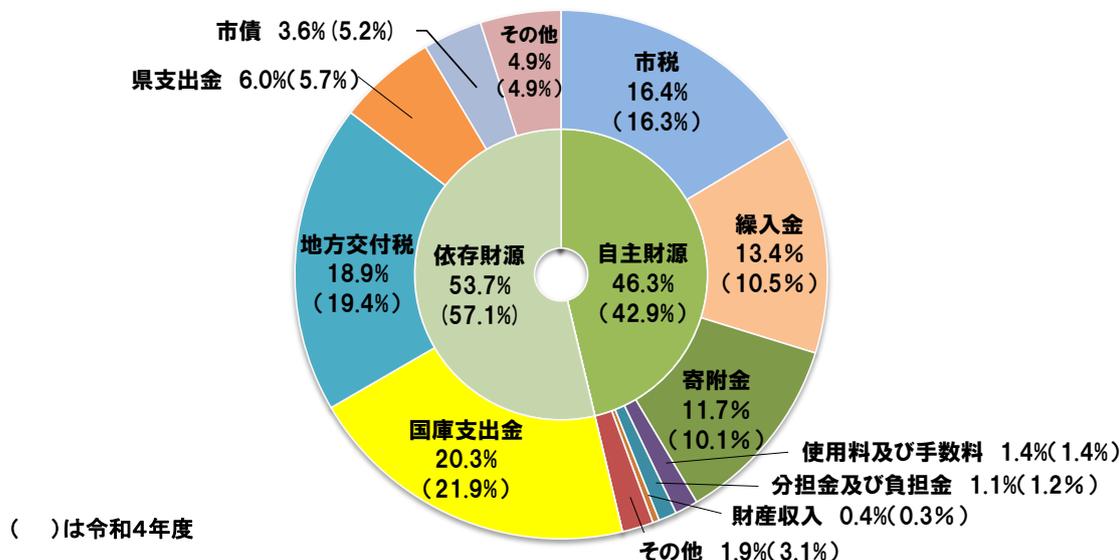
まず、**自主財源**とは、税金や施設利用料など市独自の歳入であり、令和5年度においては、419億5,875万円（32億588万円増）となりました。中でも中心的な存在である市税は、固定資産税の増加等により、1億9,880万円の増額となりました（徴収率：95.2%）。この他特筆すべき点としては、ふるさと応援寄附金が好調であり、県内自治体で1位、全国で9位となる寄附を受けることができました（105億1,272万円）。

一方、**依存財源**とは、国や県から交付される補助金・地方交付税・市債等が該当し、令和5年度においては、488億734万円（27億4,575万円減）となりました。このうち、市債は公共施設等の整備のために金融機関等から借入して調達したものであり、13億9,057万円の減となりました。

市債で資金調達をすれば、当然借金の返済（償還）が必要になり、将来にわたり負担が生じるため、これが積み重なっていくと、財政状況を悪化させる要因となる可能性があります。市債を利用して事業を実施する場合は、本当に必要な事業なのか、慎重に考える必要があります。

自主財源の比率が高い（＝市独自の事業が実施しやすい）ことが好ましい状態であると思われませんが、実情は依存財源の比率がやや多くなっており、これからも個性ある市独自の事業を実施したり、自主的な財政運営を展開するためには、より一層自主財源を確保する取組に努めなければなりません。

令和5年度 一般会計 歳入決算構成割合

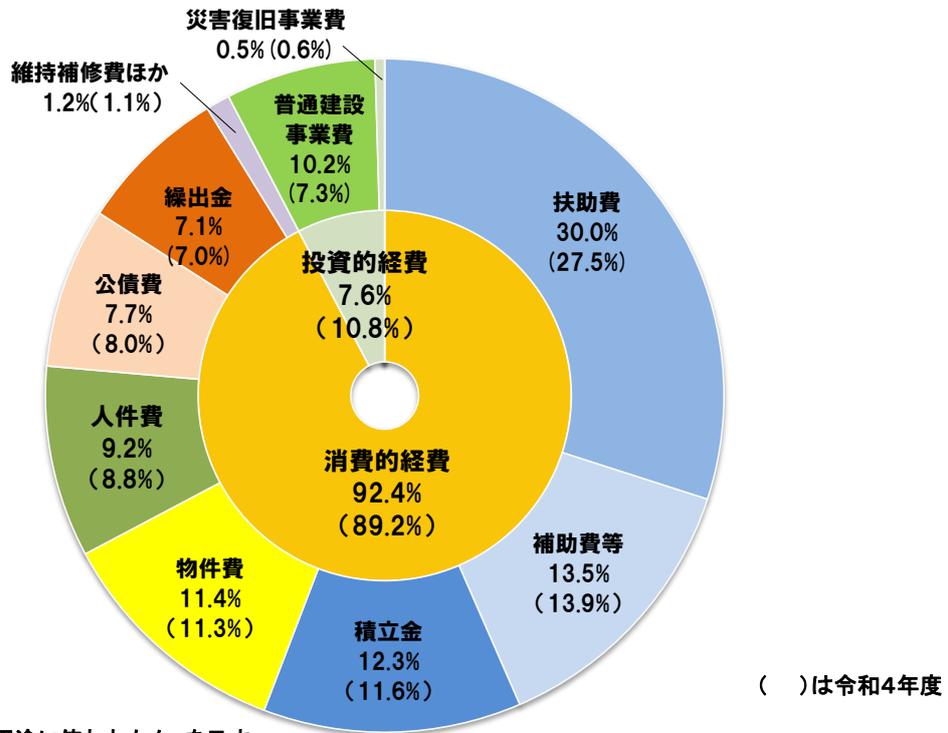


一般会計（歳入）	令和5年度	令和4年度	対前年度増減額
市税	148億9,907万円	147億 27万円	1億9,880万円
繰入金	121億7,886万円	94億9,848万円	26億8,038万円
寄附金	106億2,510万円	91億2,174万円	15億 336万円
使用料及び手数料	12億6,628万円	12億4,209万円	2,419万円
分担金及び負担金	9億8,587万円	10億4,055万円	△5,468万円
財産収入	3億2,332万円	2億8,748万円	3,584万円
その他（繰越金・諸収入）	16億8,025万円	28億6,226万円	△11億8,201万円
小計	419億5,875万円	387億5,287万円	32億 588万円
国庫支出金	184億7,622万円	198億1,543万円	△13億3,921万円
地方交付税	171億2,490万円	174億8,866万円	△3億6,376万円
県支出金	54億7,605万円	51億5,777万円	3億1,828万円
市債	33億 33万円	46億9,090万円	△13億9,057万円
その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	44億2,984万円	44億 33万円	2,951万円
小計	488億 734万円	515億5,309万円	△27億4,575万円
合計	907億6,609万円	903億 596万円	4億6,013万円

Q7. 令和5年度の歳出内訳は？(一般会計の決算)

- A. 令和5年度の歳出は、令和4年度に比べ、1億8,512万円の減額(0.2%減)となりました。
- 性質別で見ると、減額となっている主なものは、新総合体育館の整備完了等による減額を含む普通建設事業費の減(27億5,803万円減)や公債費の減(3億167万円減)などが挙げられます。
- 一方で、増額となっている主なものは、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業等による扶助費の増(21億2,461万円増)や人件費の増(3億5,844万円増)などが挙げられます。
- なお、任意に削減することが困難な義務的経費(扶助費、人件費、公債費)は歳出全体の約46.9%を占めています。

令和5年度 一般会計 歳出決算構成割合(性質別)



性質別:「どのような用途に使われたか」を示す

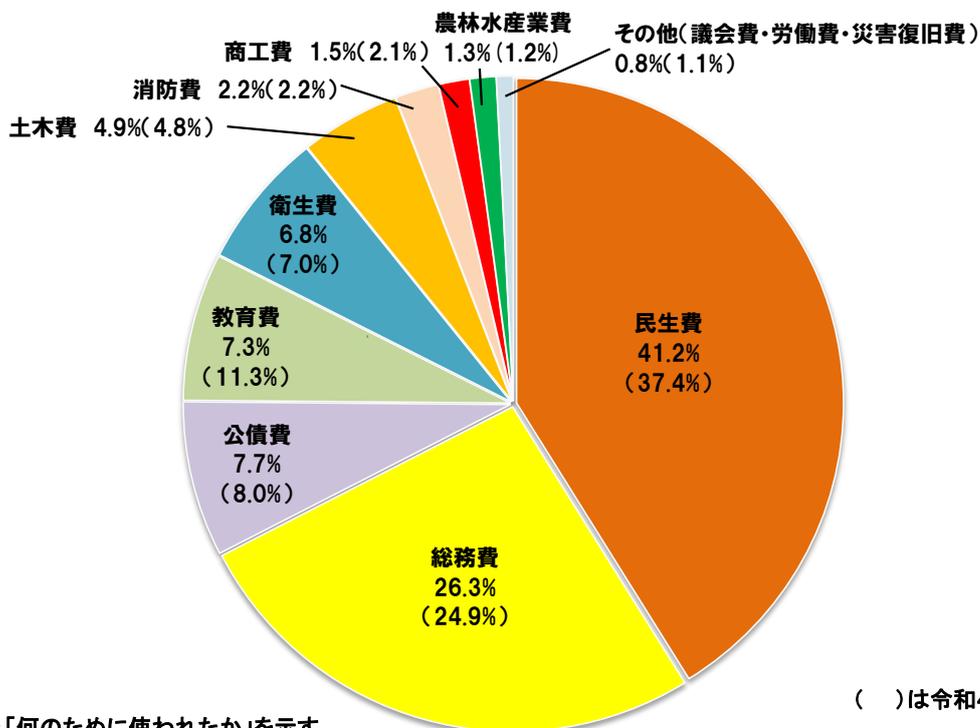
一般会計(歳出・性質別)	令和5年度	令和4年度	対前年度増減額	
義務的経費	扶助費	265億2,579万円	244億 118万円	21億2,461万円
	人件費	81億3,331万円	77億7,487万円	3億5,844万円
	公債費	68億1,715万円	71億1,882万円	△3億 167万円
	小計	414億7,625万円	392億9,487万円	21億8,138万円
消費的経費	補助費等	119億3,900万円	123億 862万円	△3億6,962万円
	積立金	108億8,283万円	102億4,775万円	6億3,508万円
	物件費	101億 157万円	99億9,147万円	1億1,010万円
	繰出金	63億1,453万円	62億2,731万円	8,722万円
	維持補修費ほか	10億1,325万円	9億8,469万円	2,856万円
	小計	817億2,743万円	790億5,471万円	26億7,272万円
投資的経費	普通建設事業費	63億2,687万円	90億8,490万円	△27億5,803万円
	災害復旧事業費	4億 452万円	5億 433万円	△9,981万円
	小計	67億3,139万円	95億8,923万円	△28億5,784万円
計	884億5,882万円	886億4,394万円	△1億8,512万円	

A. 目的別で見ると、減額となっている主なものは、新総合体育館の整備完了等による減額を含む教育費の減（35億1,286万円減）、市民応援クーポン券発行事業の終了等による減額を含む商工費の減（5億605万円減）などが挙げられます。

一方で、増額となっている主なものは、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業等による増額を含む民生費の増（32億1,202万円増）、ふるさと応援基金管理費等による増額を含む総務費の増（11億5,844万円増）などが挙げられます。

なお、社会福祉等に係る費用（生活保護、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など）を含む民生費は最も割合が高く、全体の41.2%を占めています。

令和5年度 一般会計 歳出決算構成割合（目的別）



目的別:「何のために使われたか」を示す

一般会計（歳出・目的別）	令和5年度	令和4年度	対前年度増減額
議会費	3億3,365万円	3億3,312万円	53万円
総務費	232億2,702万円	221億1,031万円	11億1,671万円
民生費	364億1,434万円	332億 232万円	32億1,202万円
衛生費	60億 80万円	61億9,156万円	△1億9,076万円
労働費	257万円	4,777万円	△4,520万円
農林水産業費	11億4,578万円	10億5,421万円	9,157万円
商工費	13億4,636万円	18億5,241万円	△5億 605万円
土木費	43億6,260万円	42億7,112万円	9,148万円
消防費	19億1,106万円	19億3,825万円	△2,719万円
教育費	64億9,524万円	100億 810万円	△35億1,286万円
公債費	68億2,088万円	71億3,044万円	△3億 956万円
災害復旧費	3億9,852万円	5億 433万円	△1億 581万円
計	884億5,882万円	886億4,394万円	△1億8,512万円

Q8. 貯金はどのくらいありますか？

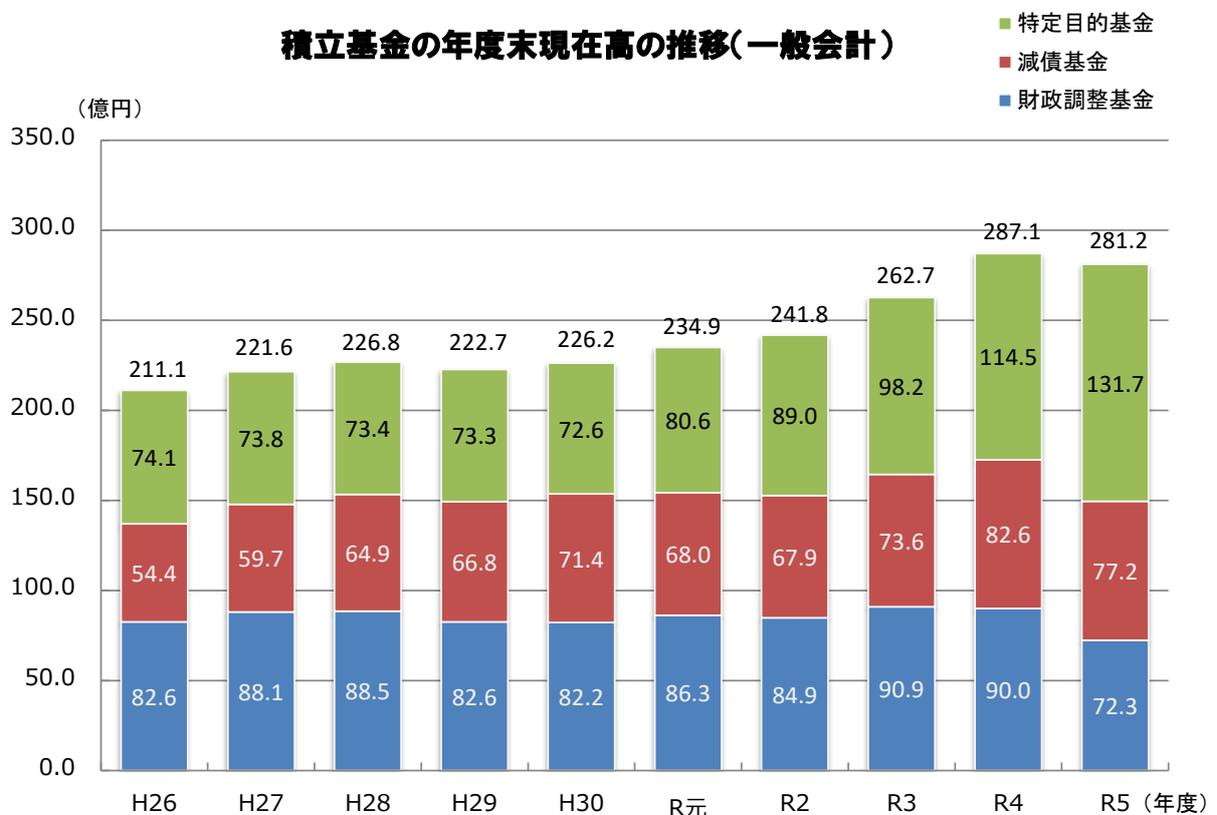
- A. 令和5年度末時点で、281.2億円です。（一般会計 前年度比5.9億円減）
 市民1人あたりに換算すると、22.6万円です。（前年度比0.3万円減）

市の貯金を**積立基金**といいます。貯金があれば、収入が見込みよりも少なかった場合でも、赤字を補うことができますし、突然の支出にも対応ができます。安定した財政運営を行うには積立基金（貯金）の存在はとても重要です。積立基金は、大きく3種類に分けられます。

- ①**財政調整基金**・・・予期しない収入減少や、支出増加に備え、積み立てておく基金。
- ②**減債基金**・・・市債の償還（借金の返済）を計画的に行うために積み立てる基金。
- ③**特定目的基金**・・・地域振興や施設整備など、特定の目的のために積み立てている基金。
 使い道は限定されています。（地域振興基金、公共施設等整備基金など）
 ※飯塚市の基金の種類については、次ページをご覧ください。

財政調整基金については、余裕がある時に積立て、予期しない収入減少や支出増加に備えておきたいところです。令和5年度では、一般財源の不足が見込まれたため、補てんするための財源として、財政調整基金および減債基金を取り崩しました。大きな災害が発生した場合など「もしも」のときに備え、積立基金を取り崩さずに収支のバランスをとる努力が必要です。

積立基金の年度末現在高の推移(一般会計)



※飯塚市の人口・・・ 令和4年度末：125,159人
 令和5年度末：124,429人

ちょっとだけ詳しく…

【飯塚市の基金の種類について】

一般的に、基金とは「地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けるもの」とされています。前ページにあるとおり、基金は地方公共団体の貯金ということになります。

経済事情の変動で税収が不足する場合や、災害や大規模事業などでたくさんのお金が必要となった場合など、将来の負担に備えるための大切な財源です。常に財政状況を勘案しながら基金の適正な管理・運用に取り組んでいく必要があります。

基金は資金を積み立てるために設置される「積立基金」と、資金を貸付するために設置される「運用基金」に分けられ、令和5年度決算における積立額及び残高は下記のとおりです。

令和5年度基金の状況(現在高)

区 分		新規積立 (下段：前年度余剰金)	取 崩	運用積立	利子積立	年度末残高	
一 般 会 計	財政調整基金	1億7,577万円 (1億7,577万円)	△ 20億円	5,211万円	631万円	72億3,264万円	
	減債基金	3億2,358万円 (1億7,577万円)	△ 9億1,695円	4,788万円	579万円	77億1,577万円	
	公共施設等整備基金	3億5,153万円 (3億5,153万円)		744万円	84万円	13億6,223万円	
	地域振興基金					40億円	
	人材育成基金		△ 1,110万円			8,410万円	
	飯塚霊園施設管理基金	99万円	△ 637万円			2億7,030万円	
	積立基金	かんがい施設整備基金		△ 3,070万円		25億6,948万円	
	公園等施設整備基金		△ 82万円			1,905万円	
	ふるさと水と土保全基金					49万円	
	環境保全推進基金		△ 1,062万円			1,884万円	
	サンビレッジ西整備基金					1,288万円	
	調整池施設管理基金			2万円		361万円	
	ふるさと応援基金	105億1,273万円	△ 91億3,270万円			47億1,461万円	
	企業版ふるさと応援基金	7,137万円	△ 5,690万円			6,420万円	
	森林整備基金	2,933万円	△ 1,270万円	19万円	2万円	4,983万円	
	小 計	114億6,530万円	△ 121億7,887万	1億 763万円	1,297万円	281億1,803万円	
	運用基金	土地開発基金				33万円	19億1,615万円
	高額療養費支払資金貸付基金					2,179万円	
	奨学資金貸付基金	14万円			45万円	5億 386万円	
小 計	14万円	0万円	0万円	78万円	24億4,180万円		
計	114億6,545万円	△ 121億7,887万	1億 763万円	1,375万円	305億5,983万円		
特 別 会 計	汚 水 汚水処理施設整備基金		△ 570万円			1億 458万円	
	国 保 国保給付費等準備基金		△ 4,000万円	533万円	65万円	9億 205万円	
	介護保険 介護給付費等準備基金	2億5,858万円		421万円	43万円	10億 235万円	
	小型自動車 小型自動車競走場施設改良基金	2億1,000万円				14億3,603万円	
計	4億6,858万円	△ 4,570万円	954万円	108万円	34億4,500万円		
合 計	119億3,403万円	△ 122億2,457万	1億1,716万円	1,483万円	340億 484万円		

運用種別現在高 (令和5年度)

区 分	年度末現在高
預 金 大口定期、譲渡性預金等	195億1,677万円
債 券 (購入金額) 利付国債	134億6,038万円
貸付金 奨学資金貸付基金	1億4,082万円
高額療養費支払資金貸付基金	134万円
小 計	1億4,215万円
土地 土地開発基金	8億8,554万円
合 計	340億 484万円

預金利子・運用収入内訳 (令和5年度)

区 分	預金利子
預金利子 大口定期、譲渡性預金等	2,054万円
運用収入 債券 (国債)	1億6,472万円
合 計	1億8,526万円

※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所があります。

Q9. 借金はどのくらいありますか？

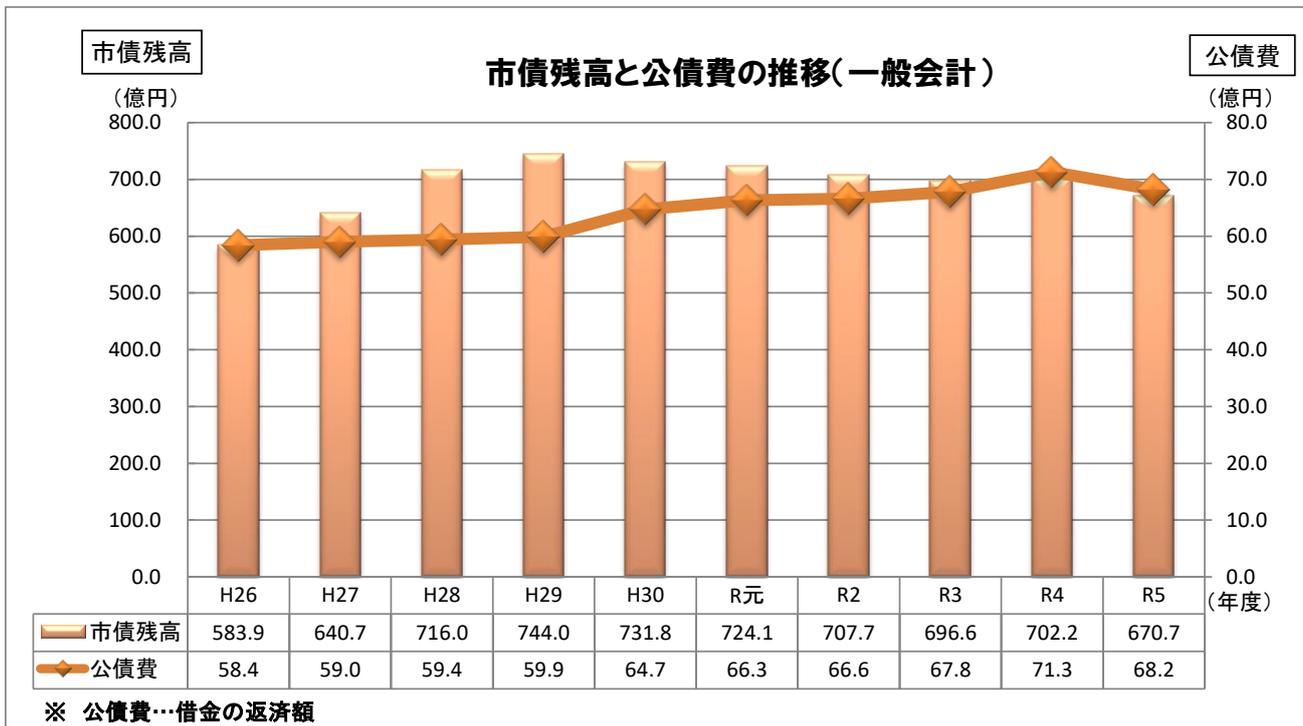
- A. 令和5年度末時点で、670.7億円です。（一般会計 前年度比31.5億円減）
 市民1人あたりに換算すると、53.9万円です。（前年度比 2.2万円減）

市の借金を市債（地方債）といい、事業を行うための資金を調達する手段のひとつです。私たちが大きな買い物をするときローンを利用するのと似ています。

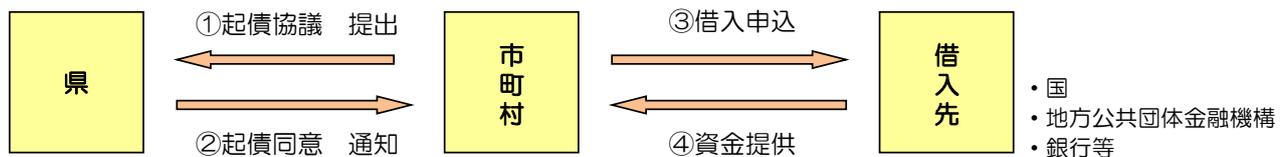
市債は借金ではありますが、返済する際に元利償還金（返済金）のうち一部が地方交付税としてもらえるものもあり、そのすべてが市の負担になるわけではありません。

市債が利用できる事業は限られていて、基本的には道路や河川の整備、学校や公営住宅等の建設といった今後何十年にもわたって利用されるものを整備する事業に限って利用できるものです。市債を利用すると、事業を実施した時の世代の人たちだけが負担するのではなく、整備した施設等を使用する次の世代の人たちにも毎年の返済額を負担してもらい、世代間で負担が不公平にならないようにすることができます。

ただ、むやみに借金をして大きな事業をすると、毎年の返済だけでなくその後の維持経費など管理運営経費がかさみ、今後の負担増につながる恐れがあります。市債を利用して事業を行う場合は、本当に必要な事業なのか、慎重に考える必要があります。



☆市債の借入のしくみ



市債を借入するためには、飯塚市の場合は福岡県に対して協議書を作成・提出し、県知事と事前の協議を行うことが原則とされています。（これを「事前協議制」といいます）

事前協議を行ったのち、県知事の同意を得て、市債を借入することができます。

市債の種類

市債が利用できる事業は限られており、どの事業にでも利用できるものではありません。

市債にはそれぞれの事業区分によって利用できる事業が決められており、事業ごとに充当率（事業費のうち市債を借入することができる額を計算するための率）や交付税算入率（交付税としてもらえる額を計算するための率）も異なります。利用できる主な事業は下記のとおりです。

- 公共事業等
道路事業、河川事業、都市計画事業、農業農村整備事業などの整備事業
- 一般単独事業
旧合併特例事業、防災対策事業（防災基盤整備、自然災害防止など）、地域活性化事業（自然・景観・文化などの地域資源を活用した地域活性化のための基盤整備など）、公共施設等適正管理推進事業（保有する施設の維持管理経費等の財政負担を軽減・平準化するための整備など）
- 公営住宅建設事業
市営住宅などの整備事業
- 学校教育施設等整備事業
小中学校等の校舎、屋内運動場、給食施設などの新增改築や地震防災工事などの整備事業
- 辺地対策事業
辺地指定された地域と他の地域との間における住民の生活文化水準格差の是正を図るために実施する施設整備事業など（指定地域：筑穂地区の大野・久保山、君ヶ畑、山口、桑曲）
- 過疎対策事業
過疎指定された地域と他の地域との間における住民の生活文化水準格差の是正や人口減少防止を図るため実施する施設整備事業など（指定地域：筑穂・穎田地区全域）
- 緊急防災・減災事業
防災基盤の整備や公共施設の耐震化事業などの整備事業
- 臨時財政対策
国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、不足分の一部を市町村が借り入れる地方債（地方交付税として算定されるべき額の一部が臨時財政対策債の発行に振り替えられる形となっており償還にかかる元利償還金はその全額が後年度の地方交付税算定過程において実質的に補てんされる。）

一般会計における市債の現在高

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共事業等	15億3,258万円	15億4,003万円	17億2,506万円
国土強靱化事業	4億6,940万円	5億8,094万円	6億 818万円
一般単独事業	331億6,060万円	351億1,691万円	338億4,379万円
うち合併特例事業債	248億8,907万円	247億6,281万円	234億1,379万円
公営住宅建設事業	29億4,481万円	27億 227万円	24億3,588万円
学校教育施設等整備事業	36億9,537万円	41億2,682万円	38億1,064万円
一般補助施設整備等事業	5,586万円	4,620万円	3,648万円
施設整備事業	0万円	0万円	4億2,100万円
辺地対策事業	1億 245万円	7,976万円	5,706万円
災害復旧事業	3億5,677万円	3億8,339万円	4億3,721万円
一般廃棄物処理事業	3億4,081万円	4億7,427万円	4億6,136万円
社会福祉施設整備事業	3億6,898万円	3億4,089万円	3億1,340万円
過疎対策事業	20億3,231万円	20億9,528万円	22億2,078万円
緊急防災・減災事業	2億9,180万円	6,583万円	0万円
全国防災事業	2億5,606万円	2億3,127万円	2億 636万円
減収補てん	2億1,262万円	2億1,262万円	2億1,262万円
減税補てん	1億3,778万円	8,689万円	4,683万円
臨時財政対策	229億1,414万円	214億1,313万円	196億1,868万円
都道府県貸付金	617万円	488万円	376万円
その他	7億7,863万円	6億9,058万円	6億 934万円
合計	696億5,714万円	702億2,016万円	670億6,843万円

ぼたぼん と 財政さん のちょっとマジメな 財政トーク

第1弾 「合併特例事業債って何？」



ぼたぼん



財政さん



ぼたぼん：

財政さんこんにちは。
今日は合併特例事業債について教えてください。



財政さん：

合併特例事業債とは、市の借金である市債（地方債）のひとつで、合併した市町村だけが利用することができる市債のことです。

Q9で市の借金についてお答えしていますが、施設や道路の整備など大きな負担が伴う事業をするとき、その負担を将来の世代にも公平に負担してもらうために市債を利用します。

私たちが大きな買い物をするときにローンを利用するのと似ています。



ぼたぼん：

どんな事業にも利用できるんですか？



財政さん：

合併後の新しい市の事業は、合併する前に決められた新市建設計画に基づいて行われますが、合併特例事業債を利用できる事業は、この新市建設計画に基づく事業に限られます。

また、大きく分けて次の3つのうちのいずれかに当てはまることが条件となります。

- ①合併後の旧市町村の連携が進むような施設整備事業
- ②合併後の市町村内のサービス水準の均衡を図るような施設整備事業
- ③施設を統合する事業

合併特例事業債は、市債ですので、今後何年間も使用するもの（施設や道路など）の整備に限って利用できます。



ぼたぼん：

市債って借金なので、合併特例事業債を使わない方がいいのではないですか？



財政さん：

合併特例事業債は借金なので、後で返済を行います。返済する際に元利償還金（返済金）の7割が地方交付税としてもらえます。このように、合併特例事業債は、合併を進めるために、通常の起債よりも特別に有利な措置がされている起債なので、本当に必要な事業であれば、活用した方がよいと思います。



ぼたぼん：

合併特例事業債ってどれくらい使う事ができるのですか？



財政さん：

利用できる限度額は、合併後の人口や合併した市町村の数などで計算方法が法律で決まっています。飯塚市の場合は、基金の積立分を除いて、469億2,820万円まで利用することができます。

令和5年度末までに使った金額は、453億7,220万円（96.7%）です。

また、合併特例事業債が利用できる期間は、合併後10年間と決められていましたが、平成30年度に延長法案が可決され、合併後20年間へと変更になりました。

飯塚市の場合は、令和7年度までとなっています。



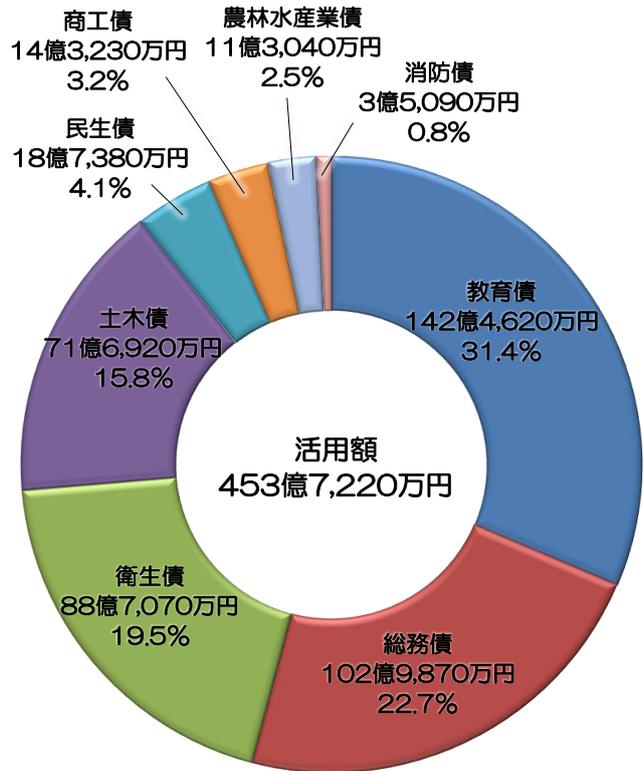
ぼたぼん：

よくわかりました。合併特例事業債のような有利な制度も利用しながら、将来世代の人たちも十分納得できるような施設や道路などの整備をしていかなければなりませんね。

今日はありがとうございました。

合併特例事業債の活用状況 (令和5年度決算まで)

- 教育債…教育施設整備や文化会館大規模改修など
- 総務債…本庁舎建設事業や交流センター整備事業など
- 衛生債…水道事業出資や病院買取、ごみ処理施設改修など
- 土木債…中心市街地活性化事業、道路や公園整備など
- 民生債…保育所や児童センター整備など
- 商工債…筑豊ハイツ整備事業など
- 農林水産業債…浸水対策事業など
- 消防債…防災無線整備や消防団車庫建替など



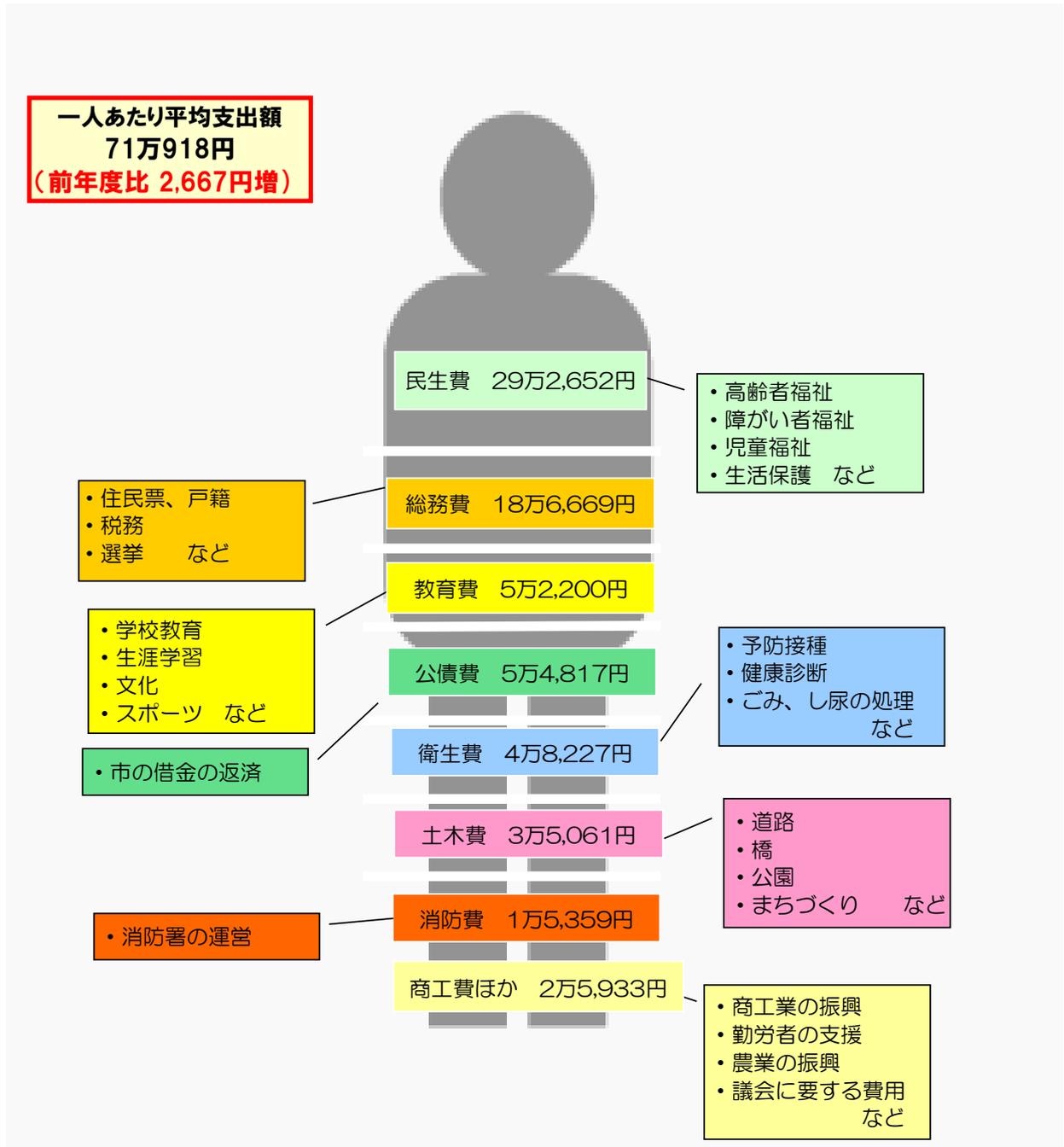
事業名	～令和4年度	令和5年度	活用額
本庁舎建設事業	75億8,780万円		75億8,780万円
庁舎整備関連事業 (本庁舎建設事業以外) (本庁舎総合窓口設置、情報ネットワークシステム構築、 庁舎サーバー室設備整備、穂波庁舎改修等)	7億7,910万円		7億7,910万円
サンアビリティーズいくつか改修事業	1,550万円		1,550万円
保育所・こども園等整備事業 (穎田保育所新築、孤田保育所整備、穂波東保育所整備、 認定こども園整備、児童センター整備等)	11億7,970万円	5億3,550万円	17億1,520万円
衛生施設大規模整備事業 (クリーンセンター、環境センター)	39億6,370万円		39億6,370万円
出資債 (水道事業会計、病院事業会計)	48億5,860万円		48億5,860万円
筑豊労災病院の買取事業	2,150万円		2,150万円
筑豊ハイツ整備事業	14億3,230万円		14億3,230万円
旧伊藤伝右衛門邸を活用した観光拠点整備事業	1億2,960万円		1億2,960万円
主要地方道整備事業	21億1,900万円		21億1,900万円
飯塚市中心市街地活性化事業	21億9,330万円		21億9,330万円
勝盛公園整備事業	1億6,250万円		1億6,250万円
浸水対策事業	39億8,490万円		39億8,490万円
消防・防災関連事業 (消防団車庫建替、消防自動車購入、防災行政無線整備)	3億5,090万円		3億5,090万円
教育施設整備事業 (小中学校、給食施設、空調設備等整備)	106億9,130万円		106億9,130万円
文化施設等整備事業 (歴史資料館、文化会館等)	22億8,620万円	4億5,120万円	27億3,740万円
交流センター整備事業	22億7,980万円		22億7,980万円
体育施設整備事業 (健康の森公園多目的施設等)	2億4,310万円	1億670万円	3億4,980万円
合計	442億7,880万円	10億9,340万円	453億7,220万円

※飯塚市の合併特例事業債 活用限度額 469億2,820万円

活用率 96.7%

Q10. 私たちの納める税金は何に使われているのですか？

- A. 令和5年度決算で、私たちの納める税金（市税）は、市の歳入の16.4%を占めています。市民1人あたりに換算すると、11万9,739円です。（前年度比2,287円増）市の支出を市民1人あたりに換算すると、71万918円です。（前年度比 2,667円増）では、税金もその財源に含まれている市民1人あたりの支出の内訳を、下の図で表してみましょう。



上の図からわかるとおり、飯塚市では福祉のための支出が全体の約41.2%程度を占めています。民生費の支出は少子高齢化が進むにつれて、ますます膨らんでいく経費となります。

Q11. 市の財政状況を家計に例えると？

A. 市の予算は数字が大きすぎて、なかなか実感しにくいと思います。そこで、仕組みは違いますが、少しでも身近に感じてもらえるように令和5年度一般会計決算額を、年間収入400万円台の家計に例えてみました。

収入では、全体の約3割を親からの仕送りに頼っています。また、給料のうち諸手当は、景気などの事情により増減しやすいので、将来が心配です。

支出では、医療・介護・子育ての費用が増加しており、全体の約3割を充てております。その他の費用についても、老朽化した家等の修理費用等、将来見込まれる負担増に対応するため、例年より少しだけ多めに貯金することとしました。今後も将来見込まれる諸手当の減額やローンの返済に備えて貯金をしておく必要があります。



収入月額			
	令和5年度	令和4年度	前年度比
基本給	81万円	81万円	0万円
諸手当	76万円	77万円	△1万円
臨時手当	47万円	40万円	7万円
親からの仕送り	123万円	129万円	△6万円
借金	15万円	21万円	△6万円
前年度からの繰越金	4万円	10万円	△6万円
貯金の取崩し	54万円	42万円	12万円
合計(月額)	400万円	400万円	0万円

支出月額			
	令和5年度	令和4年度	前年度比
食費	36万円	35万円	1万円
医療・介護・子育ての費用	117万円	108万円	9万円
ローンの返済	29万円	32万円	△3万円
生活費・光熱水費等	45万円	44万円	1万円
家・車・家電製品などの購入・修理費用	34万円	45万円	△11万円
クラブ活動費	52万円	55万円	△3万円
家族への仕送り、お小遣い	28万円	28万円	0万円
友人などに貸すお金	1万円	1万円	0万円
貯金	48万円	45万円	3万円
合計(月額)	390万円	393万円	△3万円

☆収入☆

- 基本給（市税、使用料、手数料、諸収入など）
- 諸手当（地方交付税など）
- 臨時手当（寄附金※ふるさと応援寄附金など）
- 親からの仕送り（国、県からの補助金、地方譲与税など）
- 借金（市債）
- 前年度からの繰越金（繰越金）
- 貯金の取崩し（繰入金）

☆支出

- 食費（人件費）
- 医療・介護・子育ての費用（生活保護費などの扶助費）
- ローンの返済（公債費）
- 生活費・光熱水費等（物件費）
- 家・車・家電品等の購入・修理費用（維持補修費、投資的経費）
- クラブ活動費（補助費等）
- 家族への仕送り・お小遣い（他の会計への繰出金）
- 友人などに貸すお金（貸付金）
- 貯金（積立金）

ぼたぼん と 財政さん のちょっとマジメな 財政トーク

第2弾 「飯塚市って財政難？」



ぼたぼん



財政さん



ぼたぼん：

財政さんこんにちは、今日は飯塚市の財政状況について教えてください。
よく「飯塚市は財政難」という言葉を聞きますが、ホントにそうなんですか？



財政さん：

将来のことを考えると財政難といえます。市の財政は、家計と同じで、入ってくるお金（⇒収入、歳入）と出て行くお金（⇒支出、歳出）とがあります。入ってくるお金が出て行くお金より多い場合には、万が一の場合に備えて貯金をします（⇒「基金」といいます）。
令和5年度は財源が不足してしまったため、貯金を取り崩しています。予期せぬ収入減少や支出増加が発生した場合、この貯金がなければ、財政が立ち行かなくなるため、なるべく取り崩さなくて済むように、歳出予算の肥大化を予防していかなければなりません。（⇒事務事業の削減が必要）。



ぼたぼん：

貯金がなくなったらどうなるのですか？



財政さん：

収入が減り続け、支出が増え続けたら会社なら倒産してしまいます。市は倒産はしませんが悪化が進むと、まず自主的な改善が義務づけられます（⇒「早期健全化団体」となります）。
それでも悪化が進み自分たちの力だけでは状況を改善できない時は、国の指導のもと強制的に改善することになります（⇒「財政再生団体」となります）。
財政再生団体になると、税金や使用料などの値上げや、現在行われているサービスが受けられなくなったりと、生活はかなり拘束された厳しいものになります。



ぼたぼん：

そんなことになったら大変ですね！私たちに今できることは何ですか？
どうすれば今の状況がよくなりますか？



財政さん：

まずは安定した収入を確保することです。具体的には市民の皆さんに決められた税金や使用料等をきちんと納めていただくこと。また、市は、国や県からの交付金、補助金などの収入をより多く確保できるように努力しなければなりません。
支出の面では、家計と同じく「無駄遣い」をしないこと。本当に必要な事業なのか、もう一度よく考えて、効果が低い事業はやめたり見直ししたりして、費用をできるだけ節減することが大切です。
しかし、支出を節減しないといけません、やめることができない必要なサービスもあります。そういったサービスは続けなければなりません。市民の皆さんも「こうした方がもっとよくなる！」というアイデアがあれば、どんどん教えてください。そして、皆さんと一緒に今の財政状況を少しでもよい状態にして、将来の飯塚市をもっと住みやすいまちにできればと思います。

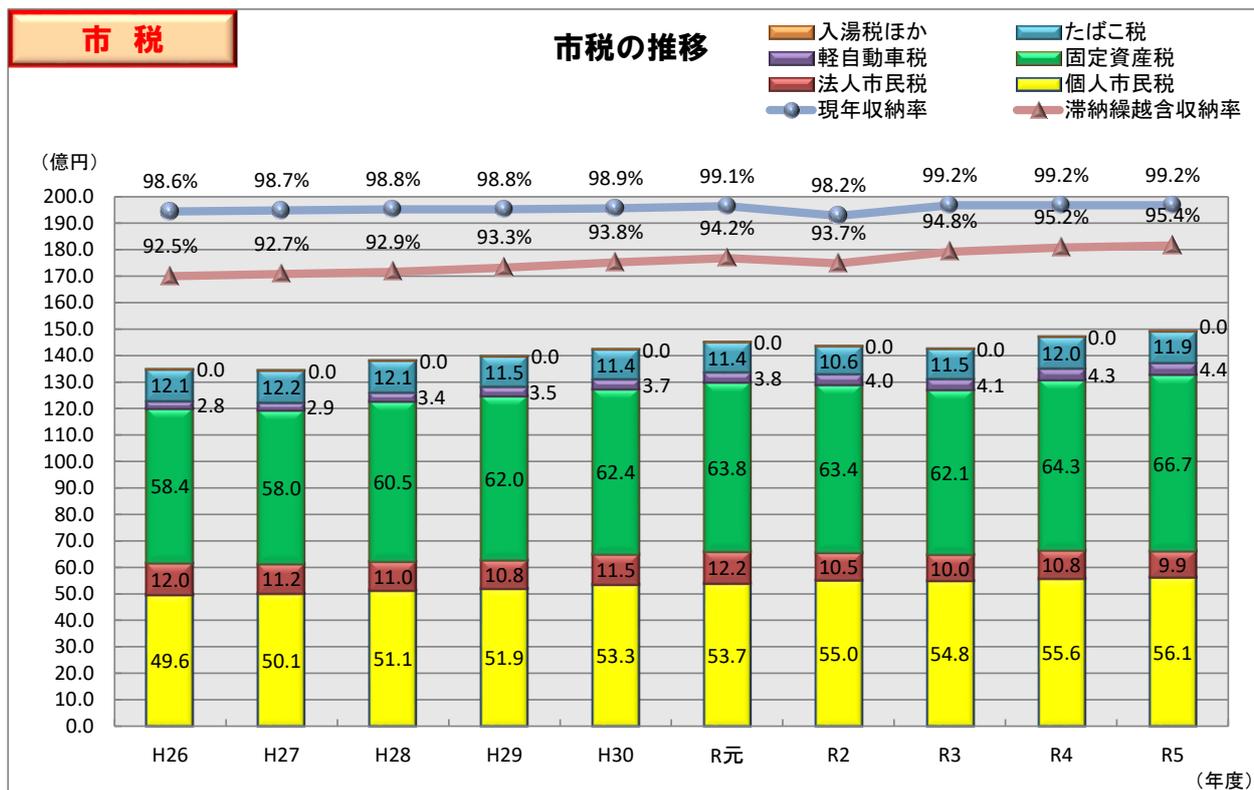


ぼたぼん：

なるほど、よくわかりました。私たちももっと市の財政状況に関心を持って、現在の財政難を改善していかなければなりませんね。今日はありがとうございました。

Q12. 3大財源とはどのようなものですか？

- A. 歳入(収入、財源)のうち、市税・地方交付税・国庫支出金の3つを一般的に「3大財源」と呼んでいます。飯塚市の全歳入の約7割が、この3大財源で占められています。



地方交付税

人口や企業の数などによって地方公共団体が自分の力で集めることができる税金に差が出てしまいます。どの地域に住んでいても一定水準のサービスが受けられるようにするためには、地域間の財政力の差があまり出ないようにする必要があります。

そのため、国が国税として集めた財源（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）を地方公共団体に再配分しています。この再配分されるお金を「地方交付税」といいます。

地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」があり、その割合は94：6となっています。

- 普通交付税・・・ 基準財政需要額（各行政サービスを実施したり、施設を維持するために必要な経費を一定の方法で算出した額）が、基準財政収入額（住民税や固定資産税など、徴収が見込まれる標準的な収入の額）を超える場合に交付されるものです。
- 特別交付税・・・ 災害発生等の特別な理由で、財政需要の増加や財政収入の減少があった場合に交付されるものです。

■普通交付税の仕組み



国庫支出金

国が地方公共団体に対して、交付しているお金です。

国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類されます。地方交付税のように使い道が特定されていない財源と異なり、特定の事業に対して交付されるお金です。

ぼたぼん と 財政さん のちょっとマジメな 財政トーク

第3弾 「継続費・繰越明許費・債務負担行為とは？」



ぼたぼん：

財政さんこんにちは！ちょっとマジメなお願いがあって…。
私は公式の設定上「水にぬれること」が苦手ということになっているんですけど、
実はぼたぼん専用のお家がなくて、雨の日とか雪の日、とても困っているんです。
そこで、私のために立派なお家を建ててほしいんです。名付けて「ぼたぼん城」！



財政さん：

おお…それはかわいそうに。でも「城」って…。どんな家が欲しいんですか？



ぼたぼん：

えーと…。東京ドーム5つ分の敷地に、20階建ての大豪邸がいいな！



財政さん：

ちょっと待ってください！そんな大規模な建設工事、そう簡単にできるものじゃないですよ。
少し前に「飯塚市って財政難？」というテーマでお話をしてきたように、あれもこれも全部に
お金をかける余裕はないんです。財源は有限なんですから。



ぼたぼん：

えー…。ちょっとガッカリ●
でも、仮に建てることできるとしたら、予算はどうやって組む感じになるんですか？



財政さん：

そうですね…。そんな巨大な建設工事を実施するとしたら、1年では完成しないでしょうね。
ぼたぼん君、自治体の予算は単年度で組まなければならないというルールを知ってますよね？



ぼたぼん：

なんとなくは知ってますが…。予算は単年度で組まなければならないけど、ぼたぼん城は
1年のうちに完成しない…。
これは困ったなあ。ぼたぼん城はどうやっても建てることできないってことですか？

財政さん：

フフフ…。それでは、単年度で組まなければならないという予算の例外をご紹介します。



- 継続費（地方自治法第212条）
 - … 継続費とは大規模な建設工事など2カ年度以上にわたって予算の執行が必要な場合に
予め事業の期間、事業費総額および各年度ごとの支出予定額を定めた予算。
継続費を計上するような大規模な事業は予期せぬ事態が発生し、予定通りに予算を執行
することができないことがあるため、各年度で支出できなかった場合には、最終年度まで
予算を順次繰り越すことができます。これを継続費の通次繰越といいます。
- 繰越明許費（地方自治法第213条）
 - … 翌年度に繰り越して使用できる予算。その予算の性質上どうしても年度内に予算の執行
が完了しない場合や、既決予算でやむを得ない事情が生じた場合のみ設定することが
できるものです。

・債務負担行為（地方自治法第214条）

… 翌年度以降の予算計上を約束する行為。翌年度以降の支出を伴う契約などを行う場合は、その前提として翌年度以降の予算が約束されていることが必要になるため、実施内容や実施期間および限度額を予め予算として設定するもの。

（限度額については、予め具体的な金額を設定することが困難な場合は文言で対応）



ぼたぼん：

へえ～、てっきりぼたぼん城ができないと思ったけれど、例外があって安心しました。財政さん、教えてくれてありがとう！

参考：令和6年度当初予算書（一部抜粋）

繰越明許費・継続費・債務負担行為は予算書に明記され、議会の議決を経る必要があります。

議案第3号

令和6年度飯塚市一般会計予算

令和6年度飯塚市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,931,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

（地方債）

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

（一時借入金）

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第2表 継続費

（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	6 住宅費	相田公営住宅建替事業	2,175,386	令和7年度	1,087,693
				令和8年度	870,235
				令和9年度	217,458

第3表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	穂波庁舎改修事業	728,318
8 土木費	5 下水道費	徳前南排水ポンプ場新設事業	234,000
		中地区排水路改良事業	151,200
9 消防費	1 消防費	飯塚方面隊第1分団消防自動車購入事業	26,489
10 教育費	5 社会教育費	コミュニティセンター改修事業	1,383,016

参考：令和6年度当初予算書（一部抜粋）続き

第4表 債務負担行為

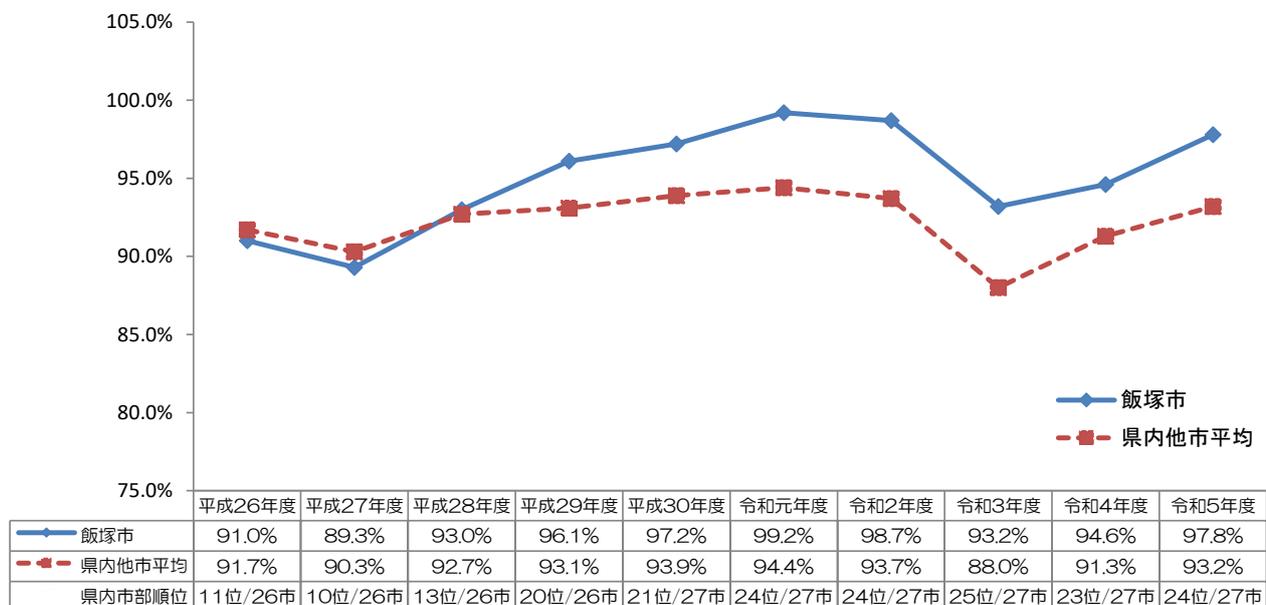
(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設等総合管理計画策定支援委託料	令和7年度	令和7年度 7,513
予約乗合タクシー受付業務委託料	令和6年度から令和9年度まで	令和7年度 15,743
		令和8年度 15,914
		令和9年度 16,104
予約乗合タクシー運行业務委託料	令和6年度から令和9年度まで	運行业務委託に係る年度契約書に規定する額
コミュニティバス運行业務委託料	令和6年度から令和9年度まで	運行业務委託に係る年度契約書に規定する額
エリアワゴン運行业務委託料	令和6年度から令和9年度まで	運行业務委託に係る年度契約書に規定する額
ファミリーサポートセンター事業委託料	令和6年度から令和9年度まで	令和7年度 8,255
		令和8年度 8,255
		令和9年度 8,255
健幸プラザ指定管理委託料	令和6年度から令和11年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額
グローバル人材育成研修事業委託料	令和6年度から令和7年度まで	令和7年度 11,950
庄内生活体験学校指定管理委託料	令和6年度から令和11年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額
体育施設指定管理委託料	令和6年度から令和9年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額
飯塚第一中学校区給食調理等業務委託料	令和6年度から令和11年度まで	令和7年度 127,263
		令和8年度 127,263
		令和9年度 127,263
		令和10年度 127,263
		令和11年度 127,263
校舎借上料 (立岩小学校、片島小学校、飯塚鎮西小学校、庄内小学校、椋本小学校、飯塚第一中学校)	令和6年度から令和11年度まで	令和7年度 269,280
		令和8年度 269,280
		令和9年度 269,280
		令和10年度 269,280
		令和11年度 269,280
浄化槽設置支援融資資金利子補給金	令和7年度から令和13年度まで	貸付1件当たり800千円を限度とする貸付金額に対する各償還期間毎の利子の合計額
中小企業融資資金（新規創業支援資金）の信用保証にかかる損失補償	令和6年度から令和20年度まで	保証総額に代位弁済率（100分の5）を乗じて得た額に保証協会損失率（10分の3）を乗じて得た額の2分の1を超えない額

Q13. 経常収支比率とは何ですか？

- A. 経常収支比率とは、自治体の財政運営に余裕がある状態かどうかを示す指標の1つです。「**現行の行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費**」に対して、「**常に収入することができる自由に使える財源**」を使っている割合を示したものです。「**経常的に必要となる経費**」とは、生活保護や障がい者・子どもなどを対象とした社会福祉や医療助成の経費である扶助費、市の借金返済金である公債費、職員の給料や議員などの報酬である人件費、施設を維持するための維持補修費などのことです。「**常に収入することができる自由に使える財源**」とは、市税や地方交付税といった経常的に収入が見込まれる一般財源のことです。
- 経常収支比率をわかりやすく家計で例えると、エンゲル係数のようなものといえます。必ず支出する食費にかかる経費が大きい(エンゲル係数が高い)ほど、趣味や娯楽等に使えるお金が限られて、生活に余裕がなくなってきます。
- 家計と同じく経常収支比率が高くなると、自由に使えるお金が限られ、市独自で新しい事業を展開することや急な支出に対応することが難しくなります。
- 飯塚市は、県内他市の平均と比較して数値は高くなっています。

経常収支比率の推移



Q14. 財政健全化判断比率・資金不足比率とは何ですか？

A. 地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が定められ、財政の健全性や透明性を確保するため、4種類の財政指標を公表することが義務付けられました。これらの財政指標を**健全化判断比率**といいます。4種類の財政指標は、①**実質赤字比率** ②**連結実質赤字比率** ③**実質公債費比率** ④**将来負担比率**の4種類を指します。

また、公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す指標として⑤**資金不足比率**があります。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率および公営企業の資金不足比率は下記のとおりです。いずれの指標も基準値を下回っているため、財政状況は健全であるといえます。これからも、健全な財政運営に努めていきます。

健全化判断比率

	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	11.63	20.00
②連結実質赤字比率	—	16.63	30.00
③実質公債費比率	7.1	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

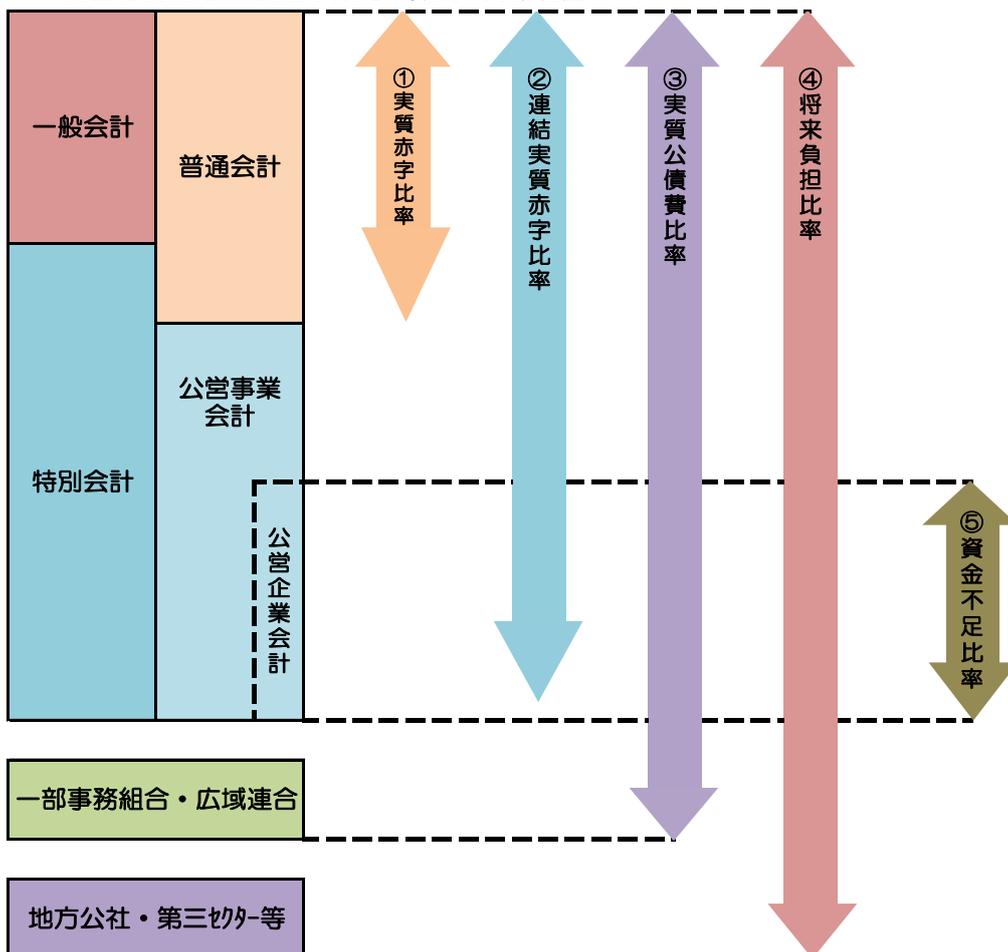
※「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと及び将来負担比率が算定されないことを意味します。

⑤資金不足比率

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
地方卸売市場事業特別会計	—	20.0
工業用地造成事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※「—」は、資金不足額がないことを意味します。

健全化判断比率/資金不足比率算出の対象範囲



【健全化判断比率の概要】

早期健全化基準を超えると・・・

財政健全化計画の策定を義務づけられます。計画は議会の議決を得なければなりませんし、実施状況を毎年度議会へ報告して、公表も行わなければなりません。

市が自主的な改善努力をして、健全化を目指すこととなります。

財政再生基準を超えると・・・

財政再生計画の策定を義務づけられます。財政健全化計画と同様に議会の議決、状況報告、公表を行わなければなりません。また、国の許可がないと災害復旧など一部を除き、市債を起債することができなくなります。

市は、国の関与を受けて財政再建を目指すこととなります。

①実質赤字比率とは・・・

普通会計（⇒福祉や教育、道路建設など行政運営の基本的な経費）における赤字額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。収支が赤字なのか黒字なのかを見るものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率とは・・・

市の全ての会計の収支（赤字・黒字）を足し合わせた額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。市の会計のトータルが最終的に赤字なのか黒字なのかを見るものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の収支の合計}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率とは・・・

市の現時点での借金の返済額（普通会計での借入金返済額や、これに準じた経費の負担額を合算した額）が、標準財政規模に占める割合を示したものです。（ただし、借入金の返済額の一部が後年度地方交付税として戻ってくる分は借金額から除きます）

過去に行った借金の返済が、財源に対し、どの程度の大きさなのかを見るものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{市の現時点での借金の返済額}}{\text{標準財政規模}}$$

④将来負担比率とは・・・

市が将来負担する可能性のある額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。借金額が、将来市の財政をどのくらい圧迫するのかを見るものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担する額}}{\text{標準財政規模}}$$

☆4つの比率を出す場合、いずれの場合も標準財政規模が土台（分母）となります。

標準財政規模とは、一般財源（⇒使い道が特定されないで、どのような経費にも使用することができるお金）の規模を表すものです。全体の歳入額のうち、市税、地方交付税、地方譲与税といった一般財源に充てられる財源を足し合わせたものです。

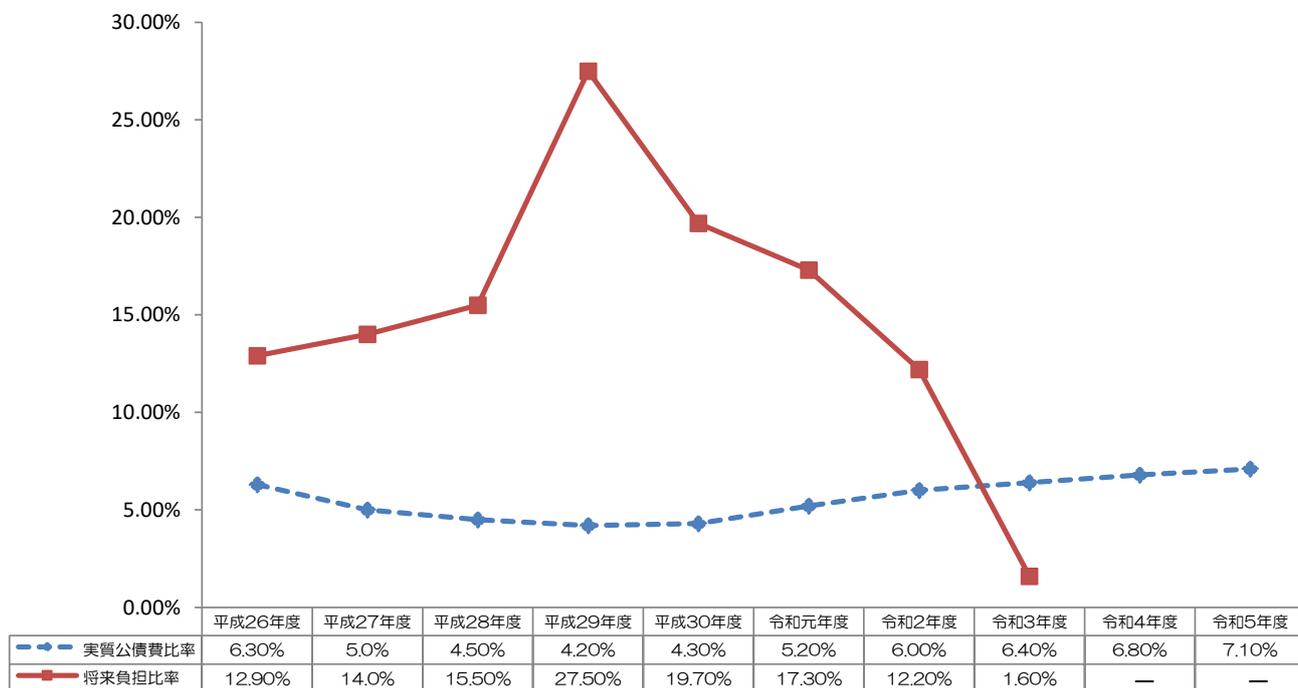
⑤資金不足比率とは・・・

公営企業の資金不足（赤字額）を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。経営健全化基準を超えた場合には、超えた公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を行う必要があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

飯塚市では、これまでに実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は発生したことがありません。現在までの実質公債費及び将来負担比率の推移は下記のとおりです。

実質公債費比率 及び 将来負担比率の推移



Q15. 地方公共団体の会計にはどのようなものがありますか？

A. 地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に分けられます。

福祉・子育て・道路整備などの市の基礎的な行政サービスを行うための会計を一般会計といいます。「市の予算」といえば、一般会計を指すことが多いです。

一方で、病院事業や水道事業などの特定の事業を行う場合や国民健康保険や介護保険などの特定の歳入（保険税など）を使って事業をするようにした方が、一般会計の歳入歳出の中に混ぜてしまうよりもわかりやすい場合には、特別会計を設置しています。

すなわち、お金の出し入れを分かりやすくするために、特定の収入（国民健康保険税、下水道使用料など）があるものは、お財布（会計）を分けて管理しています。飯塚市には、下に示すとおり、現在9の特別会計が設置されています。

また、毎年国に報告する決算統計（⇒地方財政全体の年度ごとの執行結果を表すものとして地方財政関係統計の中でも、最も基本的で重要な統計のひとつ）での区分として、**普通会計・公営事業会計**という分け方も行っています。

公営事業会計の中でも、民間企業と同じように利用した人から料金をもらい、事業で収益をあげて運営する会計は、更に区分していて、**公営企業会計**と呼び、飯塚市には、水道事業会計など7つの会計があります。

一般会計と特別会計

一般会計
一般会計
特別会計
<ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険特別会計 ② 介護保険特別会計 ③ 後期高齢者医療特別会計 ④ 小型自動車競走事業特別会計 ⑤ 農業集落排水事業特別会計 ⑥ 地方卸売市場事業特別会計 ⑦ 駐車場事業特別会計 ⑧ 工業用地造成事業特別会計 ⑨ 汚水処理事業特別会計

普通会計と公営事業会計

普通会計
<ul style="list-style-type: none"> 一般会計 特別会計 ⑨ 汚水処理事業特別会計
公営事業会計
<ul style="list-style-type: none"> 特別会計 ① 国民健康保険特別会計 ② 介護保険特別会計 ③ 後期高齢者医療特別会計 ④ 小型自動車競走事業特別会計 ⑦ 駐車場事業特別会計
公営企業会計
<ul style="list-style-type: none"> 特別会計 (地方公営企業法非適用) ⑤ 農業集落排水事業特別会計 ⑥ 地方卸売市場事業特別会計 ⑧ 工業用地造成事業特別会計 (地方公営企業法適用) 水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計

Q16. 新地方公会計制度とはどのようなものですか？

A. 地方自治体の会計は、現金収支を単年度で経理する会計制度（現金主義、単式簿記）を採用しており、単年度にどのような収入があり、どのように使われたかを正確に把握できます。

これに対し、民間企業の会計は、現金の収入や支出の有無にとらわれず、経済的事実に基づき収益と費用を計上する会計制度（発生主義、複式簿記）を採用しているため、資産やそれらの資産に要した経費や負債（借金）についての情報が把握できます。

新地方公会計制度とは、現金主義（見えるお金）では見えにくい固定資産の減価償却費などの「コスト情報」や地方債・基金などの「ストック情報」、つまり“見えないお金”にも発生主義会計の考え方を導入することによって、自治体の財政状況をより実態に近い形で把握することができるものになっております。この地方公会計制度では、国（総務省）により示された統一的な基準によって、財務書類を作成することになっています。

なお、財務書類には「貸借対照表（BS）」「行政コスト計算書（PL）」「純資産変動計算書（NW）」「資金収支計算書（CF）」の4種類で構成され、それぞれが密接に関係しています。

貸借対照表 (BS:Balance sheet)

住民サービス提供のために保有する土地・建物・現金等の財産（資産）と、それらの資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを対照表示した財務諸表であり、基準日時点（年度末）における財政状況を表示したものになります。資産の合計額と負債・純資産の合計額が一致することから、バランスシート（BS）とも呼ばれています。

負債には、将来世代の市民がこれから負担（返済）することになる財源を計上しており、一方で純資産には、過去又は現世代の市民がこれまで負担してきた財源をそれぞれ計上しています。

（資産＝負債＋純資産）

行政コスト計算書 (PL:Profit and Loss statement)

行政サービスを行うために、どのくらいのコストがかかっている（経常費用）、そのサービスの対価としてどんな収入（経常収益）があるのかを対比させた財務諸表であり、一会計年度期間中の費用・収益の取引高を表示したものになります。経常費用は減価償却費なども含めたフルコストを表示したものであり、経常収益は手数料や使用料等の受益者負担分を表示したものになります。経常費用と経常収益の差額に臨時損益を加えた純行政コストは一般財源等による負担額（主に税金などによる負担）として捉えることができます。

純資産変動計算書 (NW:Net Worth statement)

貸借対照表（BS）の純資産の部に計上されている財源の使われ方が、一会計年度期間中にどのように変動をしたかを表示したものになります。貸借対照表（BS）の純資産合計の値と純資産変動計算書（NW）の本年度末純資産残高は必ず一致する仕組みになっています。また、行政コスト計算書（PL）の純行政コストの値と純資産変動計算書（NW）の純行政コストの値も必ず一致する仕組みになっています。

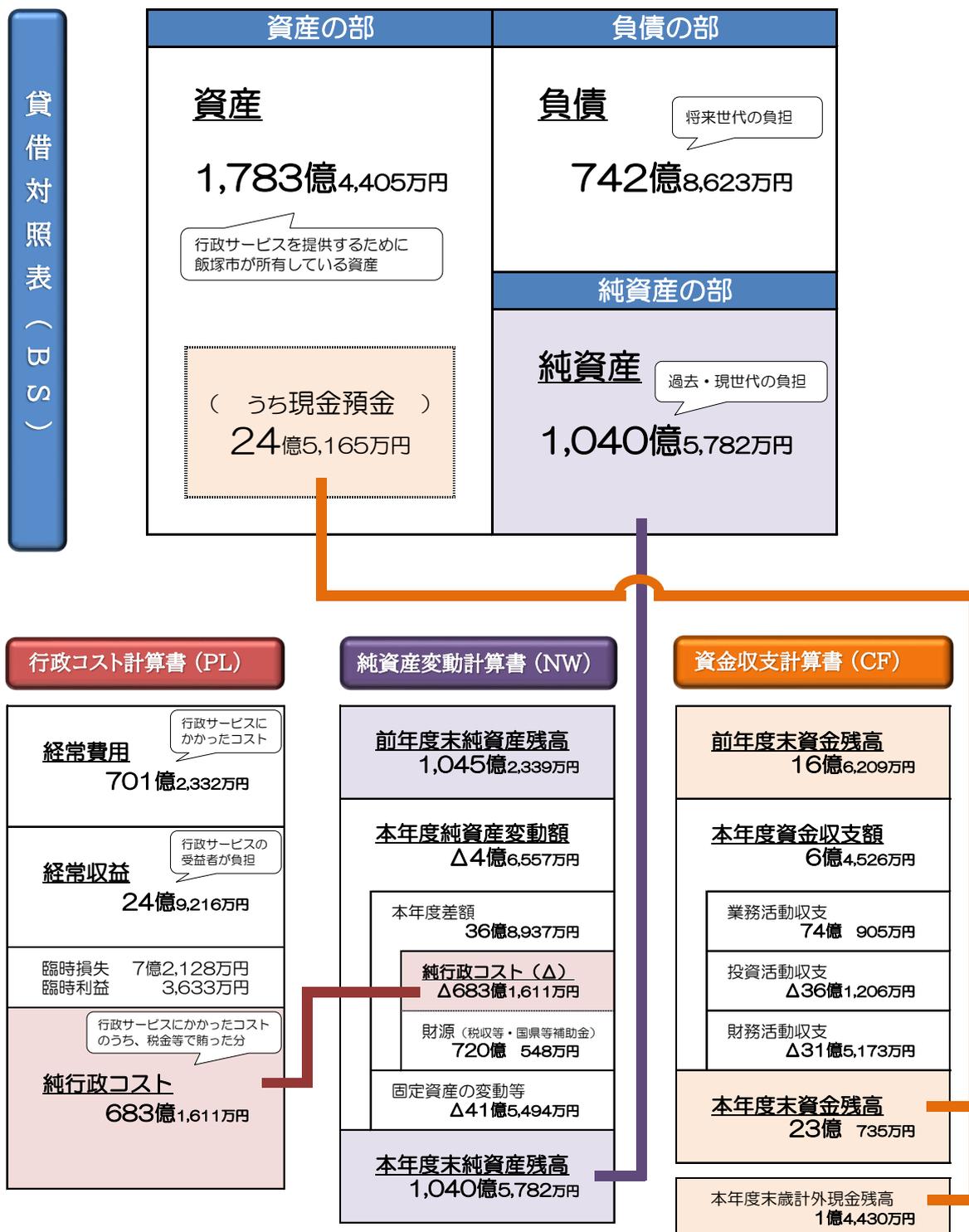
資金収支計算書 (CF:Cash Flow statement)

コストではなく、あくまで現金の収支をもとに一会計年度期間中の資金（見えるお金）の出入りを表示したものになります。「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3つの収支項目に区分しており、何にいくら支出したのか（収入を得たのか）を表示したものになります。

- ・業務活動収支 … 業務の提供に関する資金の収支（投資活動収支・財務活動収支以外の収支）
- ・投資活動収支 … 固定資産の取得及び売却など、投資活動に関する資金の収支
- ・財務活動収支 … 地方債などの資金調達及び償還など、財務活動に関する資金の収支

●飯塚市の財務4表（一般会計等・令和5年度決算分）について

飯塚市一般会計等（令和5年度決算分）の財務4表については、下表のとおりとなります。
 ※下表は分かりやすく簡略化した表になります。詳細は飯塚市公式ホームページよりご確認ください。



※一般会計等財務四表は、一般会計に汚水処理事業特別会計（地方公営事業会計以外分）を加えたものになります。

※一般会計等財務四表とは別に、全体会計財務四表、連結会計財務四表もあります。

全体会計分は一般会計等分に公営企業会計や国民健康保険事業などの特別会計（地方公営事業会計分）を加えたものであり、連結会計分は全体会計分に第三セクター・一部事務組合・広域連合を加えたものになります。

全体会計分と連結会計分の財務四表については、飯塚市公式ホームページよりご確認ください。

<<財政用語>>

ここでは、財政状況を説明する際の用語について、五十音ごとに整理し、その解説を掲載しています。

(あ ～ お)

○維持補修費 (いじほしゅうひ)

道路や公共用施設などを管理するために必要な経費です。

○依存財源 (いぞんざいげん)

国や県の配分による財源です。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税、地方債などがあります。

○一時借入金 (いちじかりいれきん)

地方公共団体が一般会計年度内における一時的な支払資金の不足が生じた場合に借り入れる金銭です。

○一般会計 (いっばんかいけい)

地方公共団体の会計の中心的なもので地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。

○一般財源 (いっばんざいげん)

財源の用途が特定されず、どのような経費にでも使用することができる収入です。地方税、地方交付税、地方譲与税などがあります。

(か ～ こ)

○貸付金 (かじつけきん)

地域住民の福祉増進を図るため、市が直接あるいは間接的に現金の貸付を行うための経費です。

○合併特例債 (がっぺいとくれいさい)

地方債の一つで、合併した市町村がまちづくりのため市町村建設計画に基づいて実施する事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、対象事業費の95%の費用が借入でき、元利償還金の70%が地方交付税（基準財政需要額）に算入されます。

※平成30年度に延長法案が可決され、合併後20か年度に変更となっています。

○株式等譲渡所得割交付金 (かぶしきとうじょうとしよとくわりこうふきん)

株式の譲渡によって発生した税の一部を、個人県民税の額に応じて市に交付されます。

○環境性能割交付金 (かんきょうせいのわりこうふきん)

普通自動車を取得する際に、燃費に応じ都道府県が徴収する自動車税環境性能割の一部が市に交付されます。

○起債 (きさい)

地方債を起こす（借金をする）ことです。

○起債（市債）充当率 (きさいしさいじゅうとうりつ)

地方債を事業に充てようとする場合に、その事業費のうち、借入することができる地方債の額を計算するための率をいいます。毎年度、事業区分ごとに決定されます。

○寄附金 (きぶきん)

当該地方公共団体以外の者から受ける金銭の無償譲渡です。用途を特定しない一般寄附金とその用途を限定した指定寄附金があります。

○義務的経費 (ぎむてきけいひ)

地方公共団体の経費のうち、任意に節減できない硬直性の高い経費です。人件費、扶助費、公債費をいいます。

○繰出金 (くりだしきん)

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用するための経費です。

○繰入金 (くりいれきん)

一般会計、特別会計及び基金の間における現金を移動することです。

○繰越金 (くりこしきん)

一般会計から翌年度へ持ち越され、歳入に計上された剰余金のことです。

○繰越明許費 (くりこしめいきよひ)

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当該年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用するために予算に計上します。

○経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

自治体の財政運営に余裕がある状態かどうかを示す指標の1つです。地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に、どの程度使われているかという割合を示しています。

○経常的経費（けいじょうてきけいひ）

毎年度持続して固定的に支出される経費です。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費などをいいます。

○経常的収入（けいじょうてきしゅうにゅう）

毎年度、継続的に、しかも安定的に確保できる収入です。地方税、普通交付税、継続的な国庫支出金などがあります。

○継続費（けいぞくひ）

2か年以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割についてあらかじめ一括して予算計上するもので、毎設定年度の執行残額は、最終年度まで逐次繰り越して執行ができます。

○減債基金（げんさいききん）

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金です。

○県支出金（けんししゅつぎん）

県が自らの施策として単独で市に交付したり、国庫支出金を経費の全部又は一部として市に交付されます。負担金、補助金、委託金があります。

○公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

地方公共団体の経営する企業で、公営企業法の適用を受ける「法適用企業」と同法を受けない「法非適用企業」があります。

○交通安全対策特別交付金（こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん）

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設（道路照明、カーブミラー、ガードレールなど）の設置及び管理に要する経費に充てるために国から交付されます。交通事故発生件数、人口集中地区人口、道路延長の割合により交付されます。

○交付税算入（こうふぜいさんにゅう）

地方交付税の算定において、個別の財政需要について、基準財政需要額の算定上の数値に算入することです。

○国庫支出金（こくししゅつぎん）

国と市が行う事業で、経費の全部又は一部が国から交付されます。負担金、補助金、委託金があります。

（ さ ～ そ ）

○財産収入（ざいさんしゅうにゅう）

市が有する財産（公有財産、物品、債権、基金）の貸し付け等の運用により受け取る賃貸料、利息、配当金及び財産の売払い等による現金収入です。

○財政調整基金（ざいせいちょうせいききん）

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。

○債務負担行為（さいむふたんこうい）

歳出予算の金額、継続費の総額、繰越明許費の金額の範囲外において、将来の財政負担となる債務を負担する行為をする場合予算として定めるものです。

○資金不足比率（しきんふそくひりつ）

公営企業の資金不足（赤字額）を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○事故繰越（じこくりこし）

年度内に支出負担行為を行い、その後の避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいいます。

○市債（しさい）

「地方債（ちほうさい）」の項目参照。

○自主財源（じしゅざいげん）

地方公共団体が自主的に収入できる財源です。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入があります。

○市税（しぜい）

市民の皆さんや市内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税などがあります。

○実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

普通会計における赤字額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。収支が赤字なのか黒字なのかを見るものです。

○実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

市の現時点での借金の返済額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。過去に行った借金の返済が、財源に対し、どの程度の大きさなのかを見るものです。

○消費的経費（しょうひてきけいひ）

支出効果が単年度又は短期間に終わるもの、後年度に形を残さない経費です。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費などをいいます。

○将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

市が将来負担する可能性のある額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。借金額が、将来市の財政をどのくらい圧迫するのかを見るものです。

○使用料及び手数料（しやうりょうおよびてすうりょう）

市の施設の利用や事務により利益を受ける人から受益に対する実費負担的な金額をいただくもので、条例で定めなければなりません。会議室使用料、施設使用料、住民票などの諸証明手数料などがあります。

○諸収入（しよしゅうにゅう）

他の収入科目に含まれない収入です。延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入などです。

○森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）

市が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備やその促進に関する費用にあてるために交付されるものです。

○出納整理期間（すいとうせいりきかん）

前会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日の2か月間をいいます。この期間は、現金の出納そのものを扱うもので、既に経過した年度の調定や支出負担行為は行えません。

○出納閉鎖期日（すいとうへいさきじつ）

会計年度経過後、当該年度の現金の移動を一切締め切って、元帳を封鎖し、出納を完結して決算に備えることを出納閉鎖といい、その最終日の5月31日を出納閉鎖期日といいます。

○専決処分（せんけつしよぶん）

本来議会が議決又は決定すべき事柄（条例の制定・改廃、予算の決定など）について、法の規定に該当する場合又は議会の議決により委任された場合、市長が議会に代わってこれを処分することです。前者の場合は次の会議で承認を求める必要があり、後者の場合は、報告しなければなりません。

（ た ～ と ）

○単独事業（たんどくじぎょう）

国の補助を受けずに独自の経費で任意に実施する事業です。

○地方交付税（ちほうこうふぜい）

国税（所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税）の一定割合を財源として、全国どこでも一定水準の行政サービスが受けられるよう市に交付されます。普通交付税と特別交付税があります。

○地方債（市債）（ちほうさい（しさい））

地方公共団体（市）が行う事業で、特に大きな事業を実施する場合に必要な財源を調達するために借入れる借金で、予算で定めることとされています。

○地方財政計画（ちほうざいせいけいかく）

翌年度の地方公共団体全体の歳入歳出見込額に関するもので、内閣が作成し、国会に提出します。地方財政計画の役割は、①地方財源の保障機能をもつ地方交付税制度とのかかわりにおいて地方財源の保障を行う、②地方公共団体の行財政運営の指針、③国民の福祉増進など国家財政と地方財政との調整です。

○地方消費税交付金（ちほうしょうひぜいこうふきん）

消費税の一部を、人口と従業者数に応じて市に交付されます。

○地方譲与税（ちほうじょうよぜい）

国税として徴収した税を、一律的に客観的基準（道路の延長と面積等）によって地方公共団体に配分さ

○地方特例交付金等（ちほうとくれいこうふきんとう）

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されます。

○調定（ちょうてい）

歳入を徴収しようとする場合に、その内容を調査して、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為です。

○積立金（つみたてきん）

財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。

○投資及び出資金（とうしおよびしゅっしきん）

財産を有利に運用するための国債などの取得や公益上必要による会社の取得などに要する経費です。

○投資的経費（とうしてきけいひ）

各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいいます。

○当初予算（とうしょよさん）

一会計年度を通じて定められる基本的予算。本予算、通常予算とも言われます。年度開始前20日までに議会に提出します。

○特定財源（とくていざいげん）

財源の用途が特定されている収入です。国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、地方債などがあります。

○特定目的基金（とくていもくてきききん）

特定の目的のために資金を積み立てたものです。定額の資金を運用するため設けたものとしては土地開発基金があります。

○特別会計（とくべつかいけい）

特定な事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計です。

○特別交付税（とくべつこうふぜい）

災害発生等の特別な理由で、財政需要の増加や財政収入の減少があった場合に交付されるものです。

（ は ～ ほ ）

○配当割交付金（はいとうわりこうふきん）

上場株式の配当にかかる税の一部を、個人県民税の額に応じて市に交付されます。

○普通会計（ふつうかいけい）

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難です。そこで地方財政統計上統一的に用いられる会計です。

○普通交付税（ふつうこうふぜい）

基準財政需要額（各行政サービスを実施したり、施設を維持するために必要な経費を一定の方法で算出した額）が、基準財政収入額（住民税や固定資産税など、徴収が見込まれる標準的な収入の額）を超える場合に交付されるものです。

○分担金及び負担金（ぶんたんきんおよびふたんきん）

市の行う事業により利益を受けるものから、その受益を限度とし賦課徴収するものです。保育所保育料、老人保護措置（養護老人ホーム）費などがあります。

○法人事業税交付金（ほうじんじぎょうぜいこうふきん）

法人事業税の一部を、従業者数に応じて市に交付されます。

○補助事業（ほじょじぎょう）

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業です。普通建設事業、災害復旧事業、失業対策事業などをいいます。

○補助費等（ほじょひとう）

主に公益上必要があると認められる団体などに対して、地方公共団体が交付する補助金、他団体と共同

○補正予算（ほせいよさん）

年度中途における事情の変化により、既定予算に増額又は減額や、既定予算の範囲内で予算科目の変更又は金額振替増減を行うものです。

（ や ～ よ ）

○予算科目（よさんかもく）

予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称で、地方公共団体の予算は歳入歳出ともに款・項・目・節に分類されます。このうち款項が議決の対象となり議決科目といわれます。目節は予算執行の便宜上から各項の内容を明らかにするもので、議決の対象とはされず執行科目又は行政科目といわれます。

（ ら ～ ろ ）

○利子割交付金（りしわりこうふきん）

金融機関等の利子の支払を受ける際に課税される税の一部が、個人県民税の額に応じて市に交付されます。

○臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）

普通交付税として算定・交付されるべき額の不足分を直接、市町村が借入するもので、赤字地方債ともいわれます。普通交付税（基準財政需要額）に発行可能額に対する理論償還額で全額算入されます。

○臨時的経費（りんじてきけいひ）

一時的、偶発的に支出される経費、規則性のない経費です。

○臨時的収入（りんじてきしゅうにゅう）

当該収入が持続的に収入されるものでなく、一時的・臨時的なもの。特別交付税、不動産売払収入などがあります。

○連結実質赤字比率（れんけつじつしつあかじひりつ）

市の全ての会計の収支（赤字・黒字）を足し合わせた額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。市の会計のトータルが最終的に赤字なのか黒字なのかを見るものです。